

令和8年度 犬猫等死体引取火葬処分及び回収火葬処分業務委託仕様書

1 委託内容

- (1) 磐田市役所環境課（福田・竜洋・豊岡の各支所を含む）の窓口及び市の職員が道路上等で回収した犬猫等の死体を市の保管冷蔵庫から引き取り火葬する業務。
市民からの通報を受けた市が回収すべき犬猫等の死体の回収を代行し、火葬処分する業務。
- (2) 回収した死体は、受託者が設置所有する施設で火葬処理するものとする。
- (3) 回収依頼については電話又はFAXで住宅地図に位置を示したものを添付し連絡するものとする。
- (4) 原則として午前8時から午後5時までに連絡を受けた死体については、当日回収するものとする。
- (5) 受託者は連絡後2時間以内を目安に早急に回収を完了するものとする。
- (6) 本庁及び各支所の冷蔵庫からの死体引取は週2回以上とする。

2 委託予定数量

- (1) 引取火葬処分 750 頭
- (2) 回収火葬処分 1,200 頭
- (3) 未回収分 100 頭

頭数は見込みであるため、実状の量は変動する。

3 死体回収範囲

磐田市内

4 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。

（土・日・祝も含む。但し、令和9年1月1日は除く。）

5 委託金額

運搬費を含め、動物の種類や大小に関係なく1頭あたりの単価契約とする。

6 委託費支払い方法

受託者は委託費の請求を月末集計に基づき、翌月上旬までに請求し、市は請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。